平成２５年（フ）第１２１６６号
東京都板橋区若木１丁目２－４－301
債務者　千葉　兼光
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１６７号
東京都杉並区永福２丁目19―10―101
債務者　竹内　　崇
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１７０号
神奈川県横浜市都筑区早渕１丁目33－８　レインボータウンＣ202
債務者　高橋　勝英
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１７３号
東京都東久留米市浅間町３丁目２－１
債務者　山口留意子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１７５号
東京都中野区若宮１丁目45－６　ポートハウス２－210
債務者　早川　浩二
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１８４号
東京都葛飾区小菅２丁目30－７－302
債務者　村井留美子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１８５号
東京都荒川区東尾久１丁目36－10
債務者　石井　陽太
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１８６号
千葉県旭市中谷里8036
債務者　加賀原涼子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１８９号
東京都江戸川区東小松川２丁目26－３－403
債務者　橋永　美穂
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１９６号
東京都杉並区宮前１丁目14－８－105
債務者　若林　一樹
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１９７号
東京都大田区西糀谷１丁目10－２　クリオ蒲田Ⅱ104
債務者　横内愼一郎
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２０２号
東京都足立区江北７丁目17－３－103
債務者　那須トシエ
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２０３号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目27－４　マンションハピネスⅠ－103
債務者　市村いづみ
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２０４号
東京都江東区扇橋２丁目２－８－201
債務者　濱田百合子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２０５号
東京都小平市小川東町５丁目10－５－203
債務者　桶川　道代
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部